

令和7年11月19日

入札説明書等に対する質問回答(第2回)

事業名:大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業

「大阪国道路事務所管内道路照明施設整備等PFI事業 入札説明書等」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	実施方針	12	第2章	6	(3)		維持補修企業の参加資格要件	取替工事の監理技術者補佐または担当技術者として従事した経験を持って、維持工事の次年度以降の配置技術者として配置することは可能でしょうか。(資格等の要件は満たしている者とします。)	本事業における維持工事には配置できません。「入札説明書」第3章3.エ(イ)に記載のとおり、平成22年以降に元請として完成し、引渡しが完了した工事の経験が対象です。
2	事業契約書(案)	16	第2章	第34条	2		要求水準の変更による措置	実施方針のリスク分担表で「国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用」については国負担とされていますが、(34条2項の)「発注者の責めに帰すべき事由により」というのは、国の指示(発案)による要求水準の変更の場合を指すと理解して宜しいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の変更を指示した場合は除外します。
3	事業契約書(案)	28	第6章	第60条	1	17	発注者の解除権	単なる義務の不履行については第13号で催告後履行しない場合に初めて解除事由になるとされていることからすると、第17号の「事業者が本契約に違反し」とは、重大な契約違反がある場合を指していると考えて宜しいでしょうか。	重大な契約違反がある場合を指していると考えてよいです。
4	事業契約書(案)	31	第6章	第64条	2		契約解除等に伴う違約金	事業者が支払う違約金は「施設整備費(消費税等を含む。)及び年間維持補修業務費の10分の1」となっておりますが、年間維持補修業務の消費税などどのように解釈すればよろしいでしょうか。	違約金の対象となる年間維持補修業務費には、消費税を含みます。事業契約書(案)第9条第2項における「年間維持補修業務費」の定義をご参照ください。
5	事業契約書(案)	37	第6章	第75条	1		契約不適合責任	LED化完了照明等については、第57条第3項で契約不適合責任の期間が引渡後1年以内とされているため、第75条による契約不適合責任の対象は、「本施設」のうちLED化完了照明等を除く施設に限定されると理解して宜しいでしょうか。	対象は、LED化完了照明等を含む本施設全体です。ただし、維持補修業務により履行したもののが対象です。
6	要求水準書	2	第1章	7	(2)		本施設の概要	(2)の3行目に「本事業の対象照明は、表1.2のとおりであり(詳細は、別紙2「道路照明一覧表」に示す。)のとおりであり、…との規定がありますが、現地調査の結果、現地に設置されている照明が別紙2に掲載されていない場合の取り扱いについてご教示ください。	「要求水準書」第3章1.事前調査業務に記載しているとおり、近畿地方整備局と協議の上で、取扱いを決定します。
7	要求水準書	3	第1章	7	(2)	表1.3	本事業の業務区分	表1.3の記載の照明数量2,866灯に対して、別紙2道路照明一覧の光源型式1の数量は2,385灯、型式2の数量は417灯、型式3の数量は0で、合計2,802灯であり、64灯の差異があります。どちらの数字が正しいでしょうか。	「要求水準書」の表1.3の照明数量、別紙2道路照明一覧表及び、「入札説明書」の第2章対象事業の概要 3.事業概要 (4)事業内容の記載が間違っていたため、別途のとおり訂正します。 また、別紙2道路照明一覧の右側に「既設LED照明」と「LED化対象照明」の数量欄を追加しました。
8	要求水準書	3	第1章	7	(2)	表1.3	本事業の業務区分	表1.3の記載の既設LED照明1,274灯、LED化対象照明1,592灯に対して、別紙2道路照明一覧の照明種別に照明種別記号(A~Y)が記載されている数量は1,241灯となっています。 この1,241灯はLED化対象照明と思われますが、表1.3の数量と合致しません。どちらの数字が正しいでしょうか。	「要求水準書」の表1.3の照明数量、別紙2道路照明一覧表及び、「入札説明書」の第2章対象事業の概要 3.事業概要 (4)事業内容の記載が間違っていたため、別途のとおり訂正します。 なお、LED化対象照明は1,592灯です。
9	要求水準書	3	第1章	7	(2)	表1.3	本事業の業務区分	本表の業務区分「維持補修業務」のうち工事期間(事業契約締結～R9.3末)の既設LED照明、LED化対象照明、LED化完了照明すべてが本事業の対象となっています。 事業契約締結は、R8年3月中と想定されますが、別添入札時積算数量表及び見積参考資料において、維持補修業務は、9年間の積み上げとして積算されているように見えます。 R8年度中の維持補修業務の費用はどのように計上されているのかご教示ください。	全事業期間、既設LED照明・LED化対象照明・LED化完了照明の区別なく、第2章に規定する要求水準に基づいて維持補修業務を実施することになります。従って、R8年度についてもR9年度以降の1年分と同様の費用を計上しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
10	要求水準書	3	第1章	7	(2)	表1.3	本事業の業務区分	維持補修業務の事業工程において、工事期間(事業契約締結～R9.3末)は、大阪国道事務所において、国道26号他道路照明施設維持補修工事(R7.6.14～R9.3.31)が発注されています。 本事業と上記工事において、実施箇所が重複することが前回質問回答において明示されていますが、重複する内容の詳細の明示と当該重複内容に対する積算の考え方(数量の明示の内訳)をご教示ください。	維持補修業務について、令和8年3月末までは国道26号他道路照明施設維持補修工事による施工、令和8年4月からは、本事業による施工を予定しています。 積算の考え方については、「要求水準書」、「入札時積算数量表」及び、「見積参考資料」をご確認ください。
11	要求水準書	3	第1章	7	(2)	表1.3	凡例○	交通信号機の付替えが必要となる照明柱の取替についての近畿地方整備局殿と大阪府警との協議は実施済みとの回答を第一回の質問で頂きました件について、確認させていただきます。 ①大阪府警は令和8年度の照明柱取替に合わせて交通信号機の付替え工事を行うことで同意されているとの理解でよろしいでしょうか。 ②大阪府警が交通信号機の撤去・取替の実施を令和9年度以降に変更していた場合、当該照明柱の取替工事及びLED化工事は令和9年度以降の実施となり、維持補修工事の対象となるのでしょうか。	①について、ご認識のとおりです。 ②について、すべて令和8年度に実施するものとして大阪府警と調整しています。不測の事態が発生した場合は、その状況を踏まえて、協議を行う予定です。
12	要求水準書	23	第2章	2	(2)		現地作業	5行目の「なお、一般部照明施設の清掃については、ランプ類の取替時に器具内面及び外面清掃も併せて必ず実施すること。」の一般部照明施設とはトンネル内の照明設備を除いた照明との意味でしょうか。	一般部照明施設にはトンネル内の照明設備も含みます。
13	要求水準書	25	第2章	3	(1)	6)	①照明ポール銘板	照明用ポール銘板について、維持補修業務では記載していますが、取替工事業務では記載しておりません。取替工事業務でも必要なのかご教示ください。なお、照明用ポール銘板の単価についての取り扱いについてご教示ください。	「要求水準書」第3章3.(5)に記載しているとおり、照明用ポール銘板を貼付してください。材料費として、照明用ポール銘板の単価を計上します。 別添のとおり、「見積参考資料」を修正します。
14	要求水準書	26	第2章	3	(1)		器具及び材料 6)テーパーポール	工場製作工の多目的照明柱の積算は、1基の重量(kg)当たりの単価で算出されています。 「照明ポールの地際については、防錆処理を施すこと」とありますが、仕様の詳細が不明です。 防錆処理の仕様と費用の算出根拠をご教示ください。	防錆処理の仕様は、「道路・トンネル照明機材仕様書・同解説(平成30年版)」第5編照明用テーパーポール(鋼製) 2.道路照明用テーパーポール 2.5表面処理の防食塗装によるもとします。 費用は、見積に基づき算出するものとし、別添のとおり、「入札時積算数量表」と「見積参考資料」を修正します。
15	要求水準書	29	第2章	4	(1)		道路照明台帳	道路照明台帳には、各道路照明灯設置位置の緯度経度情報が記録されているでしょうか。	緯度経度情報は記載していません。
16	要求水準書	31	第3章	1	(1)		事前調査業務 一般事項	本項で記載のある事前調査業務は、工事でいうところの設計照査に該当するもので、準備工の率計上に含まれているとの解釈でしょうか。 事前に調査業務計画書の整備局への提出が義務付けられていますが、計画書の作成及び調査に係る費用は、別途計上していただけないのでしょうか。	事前調査業務は準備費として、共通仮設費率に含まれます。
17	要求水準書	35	第3章	3	(7)		部分検査	「取替工事期間中、事業者が希望する場合、近畿地方整備局は、指定部分により、6回以内の部分引き渡しをうけることを予定している。指定部分及び引き渡し時期については近畿地方整備局との協議により決定する。」とあります。 取替工事は、灯具の製作・調達期間を考慮して、R8年8月から9年2月に実施する予定としておりますが、協議において、6回以内であれば、毎月部分引き渡しのための部分検査を受けることは可能でしょうか。	6回以内であれば、毎月部分検査を行うことが可能です。
18	要求水準書	37	第3章	5			道路照明台帳更新業務	本項において、事業者は、取替工事が完了し、近畿地方整備局の検査に合格した場合は直ちに、LED化完了照明に係る道路照明台帳の更新業務を実施するものとする。とありますが、ここでいう「近畿地方整備局の検査に合格した場合」とは、部分引き渡しの検査に合格した場合も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	42	別紙2				道路照明一覧表	別紙2道路照明一覧の光源型式1, 2, 3のいずれにも何も書かれていらない行が11行存在します。(11行すべての設置区分はプリンカーライト)更新対象数プリンカーライトの列には「1」が記載されているため、LED化対象照明と判断しますが、型式の欄が記載漏れしていると考えます。正規の型式の記載をお願いします。	記載漏れのため、別添のとおり、要求水準書の別紙2道路照明一覧を修正します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
20	様式集及び記載要領			B-4 ②	事業費の支払計画		本様式では、令和8年度から事業が終了する令和16年度の期間が設定されておりますが、注)4.に「支払期ごとに近畿地方整備局からの収入(事業費)が…(略)」との記載がございますので、最終事業年度(令和16年度)の事業費が貴局から支払われる令和17年度を応募者側で追加する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	本様式は、収益認識基準で費用を計上されることを想定した様式です。入金基準(現金主義)等で費用を計上するのであれば、必要に応じて、行・列の加除、項目名の変更等を行ってください。	
21	様式集及び記載要領			B-4 ③	資金収支計画		本様式では、令和8年度から事業が終了する令和16年度の期間が設定されておりますが、令和17年度には、貴局から最終事業年度分の維持補修費や、施設整備費の第9回目の割賦分の支払もございます。また、当該割賦支払額を原資とした借入金の返済や、令和16年度の売上所得に対する各種納税も発生しますので、令和17年度を応募者側で追加する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	本様式は、収益認識基準で費用を計上されることを想定した様式です。入金基準(現金主義)等で費用を計上するのであれば、必要に応じて、行・列の加除、項目名の変更等を行ってください。	
22	様式集及び記載要領			B-4 ④	事業費内訳書		注)2.に「工事費内訳書(様式B-4⑥)」との記載がございますが、同様式は存在しませんので、「各小計は、入札時積算内訳書(様式B-4⑤)の【取替工事業務】および【維持補修業務】の各工事費計と整合させる」と読み替える理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、「工事費内訳書(様式B-4⑥)」は誤記です。正しくは「資金収支計画(様式B-4③)」です。 別添のとおり、「様式集及び記載要領」を修正します。	
23	様式集及び記載要領			B-1～B-6 C-1～C-3 D-1～D-3			提案書様式は余白のサイズや[提案内容]の帯の位置・太さ、フォントの種類は公表されたファイルの設定に関わらず、記載範囲(枠)を設定しないなど、様式番号・様式タイトル・提案受付番号の3点が明示されていれば、応募者側で設定を変更することが可能との理解でよろしいでしょうか。	本資料P4～6の「4提出書類の記載要領」を遵守してください。 当該記載要領に規定のない事項については、応募者の任意とします。	
24	様式集及び記載要領			B-1～B-6 C-1～C-3 D-1～D-3			様式B-2には提案を補完するための書面(関心表明書、確約書、保証書等)を添付することが認められておりますが、様式B-2以外の様式等も同様の取扱いとの理解でよろしいでしょうか。 なお、添付書類には応募者並びに構成員の企業名が特定できる表記は行いません。	追加の添付は認めません。	
25	事業費の算定及び支払い方法	3	第1章	2		事業費の内訳	「事業費の算定及び支払い方法」の第1章 事業費の構成 2. 事業費の内訳には「その他の費用」として「その他の費用」及び「消費税等」が記載されておりますが、配布資料(入札時積算数量書)に積算方法等の明記がありません。どのように算出を行えば良いか、ご教授願います。	「事業費の算定及び支払い方法」第1章1.(3)に記載しているとおり、「その他の費用」とは事業者(SPC)の管理・運営に必要な費用及び税引前利益を想定しており、応募者が必要と考える範囲で費用を計上してください。	
26	事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1)	ア 施設整備費	第2回以降の支払額として「令和9年度以降の各事業年度の支払額の合計(取替工事業務費)が均等…(略)」とは、取替工事業務の業務費が均等ではなく、施設整備費(「その他の初期費用」を含む)と割賦手数料の合計支払額を均等とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
27	事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1)	ア 施設整備費	第1回支払額は施設整備費(「その他の初期費用」を含む)の1/9、第2回以降は施設整備費(同上)の8/9を元本として8回(8年)に亘る元利均等額とする場合、それぞれで円未満端数が発生することが考えられます。 施設整備費(同上)を9等分した際に生じる円未満端数は、第1回支払額に合算し、第2回から9回分の支払額に円未満端数が生じる場合は、第2回支払額に合算するとの理解でよろしいでしょうか。	1円未満の端数の取扱いについては、「事業費の算定及び支払い方法」第2章3.(5)によることとし、消費税等の1円未満の端数の取扱いについては、第2章3.(4)によることとします。	
28	事業費の算定及び支払い方法	6	第4章	2		ア 取替工事業務費の物価変動に基づく改定	物価変動に基づく対価改定の起算点が「本契約締結の日」となっておりますが、内閣府の「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」(令和7年6月4日)4-4「サービス対価」の改定において、対価改定の基準日を「入札公告日等」とする考え方方が示されています。 本事業においても「本契約締結の日から」を「入札公告の日から」等に変更いただけますでしょうか。	変更しません。「本契約締結の日」を起算日とします。	
29	事業費の算定及び支払方法	7	第4章	3	(3)	維持補修業務費及び その他の費用の物価 変動に基づく改定方法	改訂指標に使用する指標として「企業向けサービス価格指標の「土木建築サービス」及び、「その他の専門サービス」を設定されておりますが、消費税率の改定が生じた場合、改定対象の対価は改定前後の税率の差による影響を排除した税抜き金額を基準とする必要が生じるため、「消費税を除く企業向けサービス価格指標」を採用することの明記をお願いします。	消費税率の改定があった場合の指標の取扱いについては、協議によることとします。	

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
30	基本協定書(案)	4		第13条	1		談合等不正行為があつた場合等の措置	事業契約第64条第2項及び第67条第2項でも違約金の規定がございますが、事業契約締結後、基本協定第7条第4項第一号ないし五号の事由が生じた場合は、事業契約第64条第2項又は第67条第2項に基づく違約金のみが事業者に課され、基本協定第13条に基づく違約金は重複して課されないという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第7条第4項第一号ないし第五号及び、事業契約書(案)第60条第1項第七号ないし第十一号だけに該当する場合、違約金は重複して課されません。基本協定書第13条に基づく違約金のみが課されます。ただし、事業契約書(案)第60条第1項第七号ないし第十一号以外にも該当する場合は、基本協定書と事業契約書双方に基づく違約金が重複して課されます。
31	見積参考資料 (維持補修業務)	5	電気設備	夜間巡回費	巡回点検(夜間)	南大阪国号維持出張所管内		南大阪国号←(道が正?)維持出張所管内の巡視(108回)が計上されています、「道路照明一覧表」に掲載されていない照明があつた場合や、徒歩巡回しか行けない照明がある場合は、参考事項に記載しているライトバンの運転時間(3.9)では実質不可能であると思われます。その際の取り扱いについてご教示ください。	ライトバン以外の作業も考慮した単価を計上しています。 なお、「南大阪国号」は誤記です。別添のとおり、「見積参考資料」を修正します。
32	見積参考資料 (取替工事業務)	1	電気設備	工場製作工	支柱製作工		多目的照明柱	工場製作工の多目的照明柱の積算は、1基の重量(kg)当たりの単価で算出されています。 建設物価に多目的照明柱の重量当たり単価の掲示がありますが、図面に塗装仕様の詳細な明示がなく、多目的照明柱の価格が算出できません。 本事業で採用する多目的照明柱の塗装仕様の詳細と重量当たりの単価をご教示ください。	塗装仕様は、溶融亜鉛めっき+ウレタン樹脂系です。 重量当たりの単価は、建設物価を確認してください。
33	見積参考資料 (取替工事業務)	1	電気設備	工場製作工	支柱製作工		多目的照明柱	見積参考資料(取替工事業務)において、多目的照明柱は、工場製作原価のみの計上となっています。製作工場から施工現場までの輸送費は計上されないのでしょうか。積算基準の工場製品輸送工が未計上であると思われます積算根拠についてご教示ください。	建設物価の単価は、現場持ち込み単価のため、輸送費は計上しません。
34	見積参考資料 (取替工事業務)	12	電気設備	道路照明設備撤去工	産業廃棄物運搬処理		ランプ類・安定器	以下の現場発生品に関する処分費をご教示ください。 ・蛍光灯 ・ナトリウムランプ類 ・安定器	事業者にて算出してください。
35	見積参考資料						材料単価等	道路照明設備工について後日通知となっているが、いつ通知して頂けるのでしょうか(第2回質問回答(11/19)までには通知頂きたいです。)	11月26日頃に通知する予定です。
36	見積参考資料						照明柱参考図 (図面番号 3葉之内1)	第1回質問回答(No.20～No.22)で大阪府警との協議は実施済みとの回答ですが、参考資料図面(照明柱姿図)3葉之内1の破線部分(アーム部分)は事業者側施工対象外との理解で良いでしょうか?	アーム部分も施工対象です。 別添のとおり、見積参考資料の照明柱参考図を修正します。
37	見積参考資料						照明柱参考図 (図面番号 3葉之内1)	多目的柱設置の更新支柱(TYPE A・B・C)に当たっては、大阪府警の信号機を仮設する必要があると考えられます。仮設費用に関しては、見積参考資料に計上されておりません。大阪府警側との協議により事業者側で仮設を行う事になった場合は、設計変更の対象となるのかご教示ください。	大阪府警と同日に施工することを想定しているため、仮設を必要としません。
38	見積参考資料						照明柱参考図 (図面番号 3葉之内1)	多目的柱設置の更新支柱(TYPE A・B・C)に「押し釦」(歩行者用信号?)が記載されていますが、開口部(ニップル加工?)の詳細及びGLからの高さについて明示をお願いします。	別添のとおり、見積参考資料の照明柱参考図に明示しました。
39	見積参考資料						照明柱参考図 (図面番号 3葉之内1)	多目的柱設置図・照明柱設置図・中央分離帯照明柱設置図設置に「管理銘板」が記載されていますが、「管理番号札」との理解で良いでしょうか。管理番号札が正しいのであれば見積参考資料に数量が含まれておりません。取り扱いについてご教示下さい。	「管理銘板」は「管理番号札」の間違いです。別添のとおり、見積参考資料の数量表と照明柱参考図を修正します。 また、「灯柱銘板」が記載漏れのため、合わせて修正します。
40	見積参考資料						照明柱参考図 (図面番号 3葉之内1・3葉之内2)	既設支柱パターン一覧では、歩行者用信号が2灯記載されている照明柱があります。その場合アーム2本が必要と考えられますが、信号フランジ部参考図にアーム2本の参考図がありませんので明示をお願いします。	別添のとおり、見積参考資料の照明柱参考図に明示しました。